

○太田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年6月8日

条例第262号

改正 平成19年6月29日条例第46号

平成20年9月9日条例第56号

平成25年2月27日条例第2号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、太田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は所属議員が1人の会（以下これらを「会派・会」という。）に対して政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例56・平25条例2・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、太田市議会における会派・会に対して交付する。

(平25条例2・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、年度の上半期（4月から9月までをいう。）及び下半期（10月から翌年3月までをいう。）ごとに交付するものとし、半期ごとに交付する額は、各半期の初日（以下「基準日」という。）における会派・会の所属議員数に、21万5,000円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、各半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該半期に属する分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該半期の最初の月から任期満了日の属する月までの分を月割りにした額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとする。

4 政務活動費は、交付月の30日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、交付日が太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い同項に規定する休日でない日とする。

5 各半期の途中において新たに結成された会派・会に対しては、会派・会が結成された日の属する月の翌月（当該結成された日が月の初日の場合は、当月）から当該半期の最後の月までの分を月割りにした額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を、当該半期の政務活動費として交付する。この場合において、その交付日については、前項の規定にかかわらず、議長と協議の上、定めるものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、議長と協議の上、交付の方法を変更することができる。

(平19条例46・平25条例2・一部改正)

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派・会が、各半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の末日までに、残額を精算し、当該議員が新たに異動又は結成した会派・会に引き継ぐものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派・会が、各半期の途中において解散したときは、会派・会は、解散の日の属する月の末日までに、残額を精算し、当該会派・会に属していた議員が新たに異動又は結成した会派・会に引き継ぐものとする。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、別表で定める経費に充てることができるものとする。

(平25条例2・全改)

(経理責任者)

第6条 会派・会は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(収支報告書の提出等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派・会の経理責任者は、別に定める様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派・会が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派・会の経理責任者であった者は、解散後速やかに第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派・会の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派・会がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、これを返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対して、収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平25条例2・追加)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例2・旧第10条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年6月29日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の太田市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)を適用する場合において、改正前の太田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づいて交付された政務調査費は、改正後の条例の規定による政務調査費の内払とみなす。

3 改正後の条例第3条第2項及び第4項の規定にかかわらず、平成19年度の上半期の政務調査費は、平成19年7月31日に交付する。

附 則 (平成20年9月9日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の太田市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて交付された政務調査費は、この条例による改正後の太田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付された政務活動費とみなす。ただし、改正前の条例の規定に基づいて交付され、かつ、この条例の施行の日前に使用した政務調査費については、なお従前の例による。

(太田市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 太田市特別職報酬等審議会条例(平成17年太田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派・会が行う市政、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派・会が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報費	会派・会が行う会派・会の活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派・会が行う市政及び会派・会の活動に対する市民の要望及び意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
資料作成費	会派・会が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派・会が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費